

## 東海市緑の基本計画の概要（案）

### 1 緑の基本計画の位置づけ

#### □ 目的

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている法定計画（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）で、市町村が独自性と相違工夫を発揮して策定する、緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

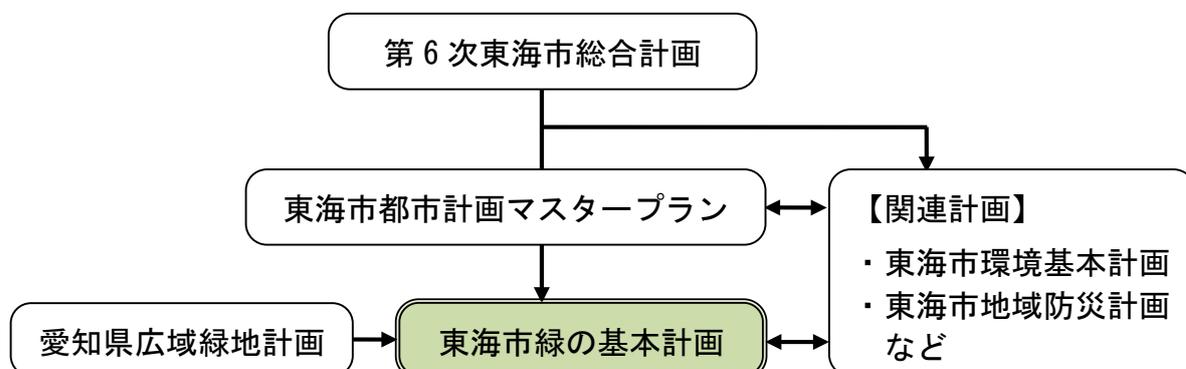
本計画は、樹林地や草地などの緑地の保全、公園緑地の整備、その他の公共公益施設や民有地の緑化の推進など、緑全般についての将来像を描くとともに、その実現に向けた様々な取り組みを示し、市民、事業者等、市が協働で計画的かつ効果的に推進していくための指針となるものです。

#### □ 対象とする緑

緑の基本計画では、公園・緑地や広場のほか、河川、ため池などの水辺や、学校など公共施設の植栽地、街路樹、寺社境内地、農地、工場の植栽地など、公共だけではなく民間も含めた緑の空間全体を対象とします。

#### □ 東海市緑の基本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「第6次東海市総合計画」に即し、「東海市都市計画マスタープラン」に適合するとともに、愛知県広域緑地計画や東海市環境基本計画などの関連計画との連携が図られた計画とします。



## 2 緑の現状と課題

### ① 本市の骨格を形成する緑のネットワークの保全・形成

本市最大規模の東海緑地をはじめとした緩衝緑地や、自然環境再生拠点として整備した加木屋緑地などの大規模な都市公園は、多くの市民に親しまれるとともに、本市の都市環境を支える骨格的な緑となっており、次世代に継承していくべき緑として非常に重要です。

開発等に伴い民有地の緑が減少する中、今後も環境を維持・改善する機能、防災機能、景観機能など、緑の持つ多様な機能が出来るだけ効率的かつ効果的に発揮された都市の構築を目指し、環境保全林の整備や、公共施設の緑化、樹林地や農地等の民有地の緑の保全などによって、本市の骨格を担う緑のネットワークの保全・形成を図っていく必要があります。

### ② 都市公園等の効果的な整備と質の充実

これまで都市公園の整備に積極的に取り組んできた結果、69箇所(120.62ha)の都市公園が整備され、市民1人当たりの面積が10.6㎡/人と、都市公園法施行令で定められた標準面積である10㎡以上を達成しています。また、配置についても市街化区域内をほぼ充足している状況です。このような、都市公園が一定水準確保されている現状を鑑みて、集約型都市構造化に伴い中心市街地などに整備をシフトしていくなど、有効性や必要性などを評価・検証しながら新たな公園の整備を進めていく必要があります。

また、今後整備する都市公園やリニューアルする既存公園等については、避難地や防災機能の充実の他、利用者の価値観やライフスタイルの変化に対応するため公園の魅力向上を図るなど、ストック効果\*をより高めるための質的な充実を図っていく必要があります。

### ③ 公園施設の老朽化への対応と適正な維持管理

急激な都市化に伴い整備された多くの公園施設の老朽化が一斉に進行しています。公園の利用率を高め、施設の安全性の確保や長寿命化を図るために、公園施設のリニューアルや改修を計画的に行っていく必要があります。

また、市民アンケートでは、公園緑地や学校、街路樹など、公共施設緑地の行き届いた維持管理に関する意見が多く、限られた財源の中で、市民等の協力を得ながら適正な維持管理を行っていく必要があります。

#### ④ 花と緑あふれる美しいまちづくり

太田川駅周辺に整備された駅前広場や歩行者専用道路により、中心市街地が美しいまちなみになり、人々が集まるにぎわいの空間に生まれ変わりました。このような花と緑あふれる美しいまちづくりは、都市再生や都市の活性化に寄与するものであり、今後一層の充実を図っていく必要があります。

#### ⑤ 健康・レクリエーション機能の充実

高齢者等がいきいきと元気に暮らせる環境を整えるために、誰もが気軽に緑あふれる中での散策やレクリエーションなどを楽しめるよう、都市公園や河川を活用した散策路、エコ・プロムナードや平洲と大仏を訪ねる花の道などの整備を推進しています。

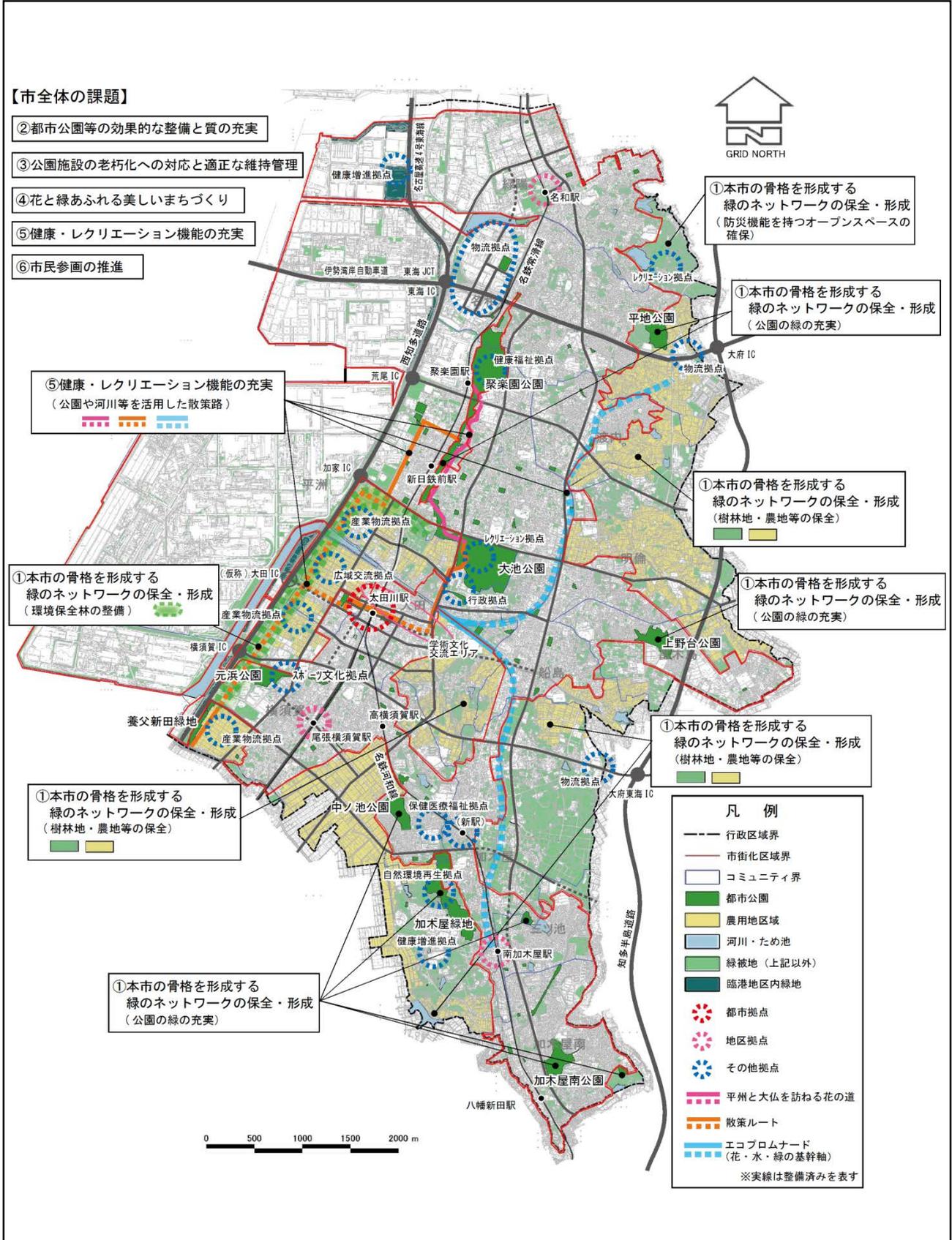
市民アンケートでは「心身の安らぎの場」や、「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」に対する要望が多く、今後も継続的に“健康づくり”や“生きがいづくり”などの市民の多様なニーズに対応した健康・レクリエーション機能の充実を図っていく必要があります。

#### ⑥ 市民参画の推進

これまでの約 10 年間でアダプトプログラム（公共施設の里親）の登録者数が 15 組から 42 組へと増加しています。また、市民アンケートでは、緑に関する取り組みを行っている市民はまだ 1 割ですが、今後関わってみたい内容として、花づくりの緑化活動、緑に関するイベントへの参加、自然林の保全活動、公園や街路樹等の維持管理などが挙げられています。今後も、都市公園等のストック効果<sup>\*</sup>を発揮させ、多様化する市民ニーズに対応するため、市民参画を積極的に推進していく必要があります。

※ストック効果：整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期的にわたりえられる効果

## ■緑の課題図



### 3 めざす緑の将来像

#### □ 緑の将来像

本市では、未来を支える子どもたちが健やかに成長できるとともに、だれもがいきいきと元気に暮らせる活気にあふれる地域をつくり、次世代に夢と希望をつなぐ安心・安全で豊かに暮らすことができるまちを目指して、第6次東海市総合計画では『ひと 夢 つなぐ 安心未来都市』を将来都市像に掲げています。

本計画で扱う“緑”は、安心・安全を支え、まちの魅力をつくり、人々の心を潤す緑として、未来へつないでいく大切な緑です。

そこで、本計画では、緑の将来像を以下のように設定します。

## 未来につなぐ **緑**の都市づくり

- 緑のネットワーク化が図られ、環境にやさしく美しいまちになっています。
- 緑の持つ防災機能により、まちの安全性が高まっています。
- まとまりのある樹林地や農地などの民有地の緑が大切に保全されています。
- まちなかの緑化推進により、身近な場所に花や緑があふれています。
- 中心市街地や駅周辺などの拠点となる地区の緑化が進み、魅力的なまちとなっています。
- 公園や緑地が健康づくりや憩いの場、子どもたちの自然学習の場などとして活用され、多くの市民が利用しています。
- リニューアルなどによって公園の魅力が増し、多くの市民が利用しています。また、バリアフリー化や安全性の向上が図られています。
- 花と緑があふれる美しいまちなみや魅力的な公園・緑地づくりは、多くの市民や事業者の方々の活動によって支えられています。

## □ 計画の方針

緑の将来像『未来につなぐ緑の都市づくり』の実現に向けて、以下の3つの方針に沿って、さまざまな施策を展開していきます。

### 基本方針① 安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

都市環境の保全・改善機能、防災機能、景観形成機能など、緑の持つ多機能性は、私たちに安心や安らぎをもたらします。このように私たち市民の生活にとって欠かせない存在の緑をネットワーク化することによって、その機能をより効率的かつ効果的に発揮することができます。そのため、市の骨格を担う“緑のネットワークづくり”を進めることによって市民の安心をつなぎます。

### 基本方針② 夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり

将来にわたって活力あふれ持続可能な都市を目指すためには、産業の活性化や都市機能の更なる充実を図り、誰もが住みたくなる、住んで良かったと思われるような都市づくりが必要です。そのためには、市民一人ひとりが生活の豊かさを感じながら、いきいきと快適に暮らせるまちとなるよう、“花と緑があふれる都市づくり”を推進し、未来へと夢をつなぎます。

### 基本方針③ ひとつをつなぐ 花と緑のまちづくり

緑のネットワークを構築し、花と緑があふれる都市づくりを推進するためには、多くの市民や、NPO 法人、民間事業者など、多様な主体との効果的な連携を図った協働・共創による“花と緑のまちづくり”を展開し、市民一人ひとりの豊かな心をつなぎます。

## □ 目標年次

計画の目標年次は、10年後である平成38年度とし、計画期間は平成29年度から38年度までの10カ年とします。

## □ 人口の見通し

本市の将来人口の見通しは、平成27年10月に策定された東海市総合戦略における平成38年の推計値である117,000人とします。

## □ 緑の配置方針

### ○ 安心をつなぐ 緑のネットワークづくり

- ・ 総合計画の土地利用構想における、緩衝緑地ゾーン、居住ゾーン、農業緑地ゾーンそれぞれに南北の緑の軸を設定するとともに、この3本の軸をつなぐ東西の軸として都市計画道路やエコ・プロムナード等を位置付け、既存の緑の保全や新たな緑の創出を図っていきます。

連続した緑を市内に効率的かつ効果的に配置していくことによって緑のネットワークを形成していくことで、良好な景観づくりや防災性の向上のほか、動物の移動経路や植物の種子の伝搬経路となる緑の回廊「コリドー」の形成などが図られます。

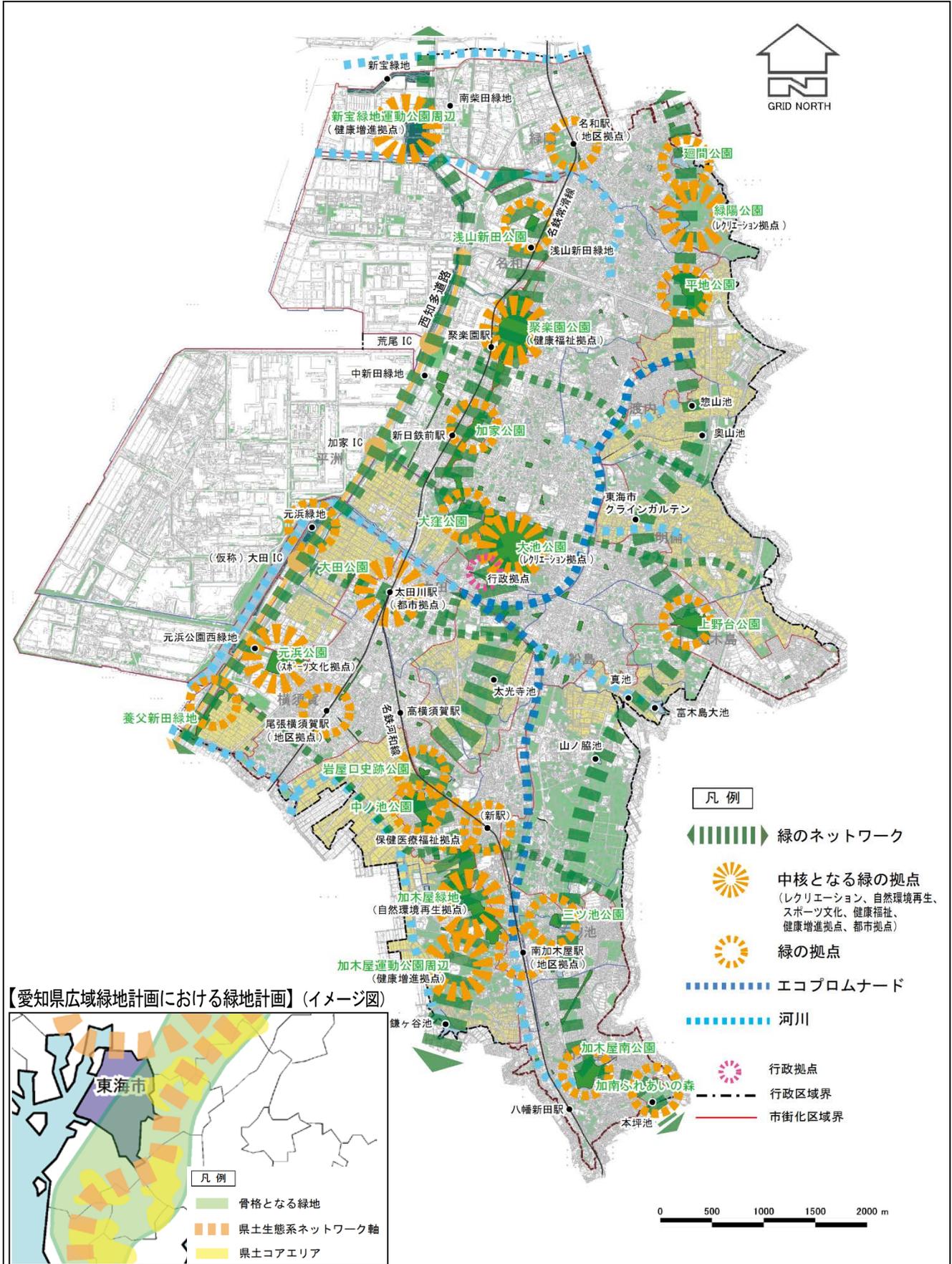
### ○ 夢をつなぐ 花と緑あふれる都市づくり

- ・ 太田川駅周辺の都市・交流機能が集積する都市拠点や、その他主要駅周辺の地区拠点、新駅周辺など、居住人口の増加や産業用地の供給を図っていく地区を中心に、街路樹や公園・緑地の整備などによって身近な場所に花や緑があふれるまちづくりを推進します。
- ・ 都市拠点やレクリエーション拠点、健康福祉拠点、健康増進拠点などを「中核となる緑の拠点」に位置付け、レクリエーション機能などの緑の持つ様々な機能が多面的に発揮された空間づくりに取り組んでいきます。

また、「緑の拠点」における緑の充実を図っていきます。

- ・ 平洲と大仏を訪ねる花の道やエコ・プロムナードなどの散策路を誰もが利用しやすいように整備することによって、駅と公園、観光資源などを線でつなげ、自家用車に過度に頼らないで暮らせる環境にやさしい都市づくりや、市民の健康で元気な暮らしを支える都市づくりを推進します。

## ■緑の将来像図



## □ 計画の目標

### 目標① 市民1人あたりの都市公園面積

現状の1人あたり都市公園面積以上の確保を目標とします。



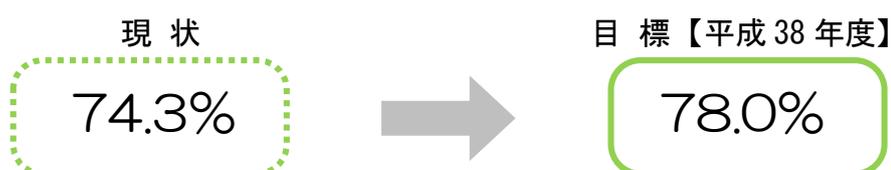
### 目標② 都市公園および公共施設緑地の面積

計画人口117,000人を達成できた場合の都市公園の目標面積124.02haに、過去10年間と同じ増加率を維持した都市公園以外の公共施設緑地の面積194.93haを加えた面積の確保を目標とします。



### 目標③ 花と緑が充実している満足度

総合計画のまちづくり指標として設定されている「花や緑が充実していると思う人の割合」を「めざそう値」まで高めていくことを目標とします。



## □ 計画の進行管理

本計画では、毎年、各施策の進捗状況の管理や目標の達成状況の確認するため、計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)を順次行っていく「PDCAサイクル」を継続的に繰り返していくこととし、必要に応じて計画の見直しを行い、より効果の高い施策を実施していきます。

**改訂の主な視点**

- 1. 東海市を取り巻く社会状況**
- ①人口減少や少子高齢化の進行
  - ②安心・安全意識の高まり
  - ③地域経済と取り巻く環境の変化
  - ④環境問題に対する意識の高まり
  - ⑤価値観やライフスタイルの多様化
  - ⑥自主的・自立的なまちづくりの気運の高まり
  - ⑦社会環境インパクト
- 2. 東海市がめざす緑のまちづくりの方向性**
- ①集約型都市構造化と環境共生可能なまちづくり
  - ②自然災害への対応と安心・安全なまちづくり
  - ③健康で生きがいのある健康長寿のまちづくり
  - ④市民との協働・共創によるまちづくり
  - ⑤効率的で効果的な行政経営の確立
- 3. 東海市の緑の現状と課題**
- ①市の骨格を形成する緑のネットワークの保全・形成
  - ②都市公園等の効果的な整備と質の充実
  - ③公園施設の老朽化への対応と適切な維持管理
  - ④花と緑あふれる美しいまちづくり
  - ⑤健康・レクリエーション機能の充実
  - ⑥市民参画の推進

**緑の将来像**

未来につなぐ  
**緑の都市づくり**

**基本方針**

- 1. 安心をつなぐ  
緑のネットワークづくり**
- 都市環境の保全・改善機能、防災機能、景観形成機能など、緑の持つ多機能性は、私たちに安心や安らぎをもたらします。このように私たち市民の生活にとって欠かせない存在の緑をネットワーク化することによって、その機能をより効率的かつ効果的に発揮することができます。そのため、市の骨格を担う“緑のネットワークづくり”を進めることによって市民の安心をつなぎます。
- 2. 夢をつなぐ  
花と緑あふれる都市づくり**
- 将来にわたって活力あふれ持続可能な都市を目指すためには、産業の活性化や都市機能の更なる充実を図り、誰もが住みたく、住んで良かったと思われるような都市づくりが必要です。そのためには、市民一人ひとりが生活の豊かさを感じながら、いきいきと快適に暮らせるまちとなるよう、“花と緑があふれる都市づくり”を推進し、未来へと夢をつなぎます。
- 3. ひとつをつなぐ  
花と緑のまちづくり**
- 緑のネットワークを構築し、花と緑があふれる都市づくりを推進するためには、多くの市民や、NPO法人、民間事業者など、多様な主体との効果的な連携を図った協働・共創による“緑のまちづくり”を展開し、市民一人ひとりの豊かな心をつなぎます。

**施策の方向**

- (1-1) 本市の骨格を担う緑の軸(南北軸)の形成
- (1-2) 緑の南北軸をつなぐ東西軸の形成
- (1-3) 防災機能を持つ緑の空間の充実
- (2-1) 本市の特色を活かした魅力あふれる緑の空間づくり
- (2-2) 身近な場所に花と緑があふれるまちづくり
- (2-3) 心と体の健康づくりの場の創出
- (2-4) 緑の適正な維持管理
- (3-1) 多様な主体による花と緑のまちづくりの推進

**施策の展開**

- (1-1-1) 西知多道路沿道における緩衝緑地の整備
- (1-1-2) 都市公園の緑の充実
- (1-1-3) ため池・河川やまとまりのある樹林地の保全
- (1-1-4) まとまりのある農地の保全
- (1-2-1) 街路樹等の整備と保全
- (1-3-1) 緑のオープンスペースの確保
- (2-1-1) 利用しやすく魅力あふれる都市公園の整備・再整備
- (2-1-2) 歴史や文化を活用した緑の空間の整備
- (2-1-3) 自然とふれあえる場の提供
- (2-1-4) ため池・河川などの水辺空間やまとまりのある樹林地の活用
- (2-2-1) 花いっぱいのもちづくりの推進
- (2-2-2) 都市の拠点を中心とした公共施設緑化の推進
- (2-2-3) 民有地の緑の保全・創出
- (2-3-1) 緑の中を快適で安全に散歩できる散策路の整備
- (2-3-2) 心身のリフレッシュや健康づくりを手軽に行える環境の充実
- (2-4-1) 長寿命化計画に基づく計画的な施設改修
- (2-4-2) 公園緑地や街路樹等の適正な維持管理
- (3-1-1) 市民一人ひとりが緑に関わる仕組みづくり
- (3-1-2) 市民参加による緑化事業の推進
- (3-1-3) 緑に関する情報発信
- (3-1-4) 緑に関する学習の推進